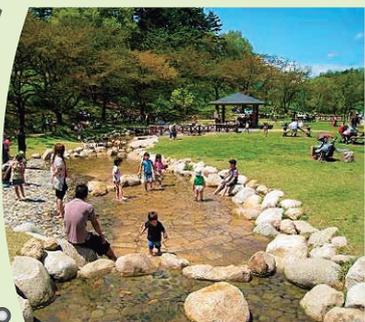


松本市都市計画マスタープラン

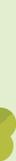
三ガク都 未来への設計図

概 要 版

MATSUMOTO CITY PLANNING



BLUEPRINT FOR THE FUTURE



MASTER PLAN



令和4年3月 松本市

市長挨拶

「松本市都市計画マスタープラン」は、松本市の20年後の都市の将来像を示すとともに、実現に向けた土地利用や交通体系などに関する方針や、地域別の課題に応じた構想を定めるものです。



松本市は、昨年、今後10年のまちづくりの方向性を示した総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）を策定しました。大規模災害への対応が喫緊の課題となり、ゼロカーボンやデジタル革新といった時代の大きな転換期を迎えている今こそ、松本の地域特性を最大限に活かし、三ガク都（岳都・楽都・学都）に象徴される松本らしさを「シンカ」させることを基本理念としています。

新たな都市計画マスタープランでは、これまでの都市づくりの積み重ねを大切にしつつ、市内にそれぞれの役割に応じた拠点を配置することに積極的に取り組みます。都市の活力を創出する産業の集積や振興を計画的に行う一方、郊外部ではコミュニティの維持に向けた取組みを進めることで、松本市の豊富な地域資源を活かし、市民一人ひとりが豊かさと幸せを実感できる都市づくりを実現していきます。

都市は、多様な主体により、長い年月をかけて形作られていくものです。20年先を確実に見通すことは困難ですが、このマスタープランを軸として、市民・事業者・行政のそれぞれが目指す方向性を共有することが重要です。

時代に即した都市の「シンカ」により、持続可能な循環型社会の土台となる人口の定常化を実現し、「住む人」「訪れる人」双方にとって魅力と活力にあふれる都市を目指していきます。

令和4年3月

松本市長 臥雲 義尚

目次

第1	「都市計画マスタープラン」とは	1
第2	松本市の現況と都市づくりの課題	2
第3	全体構想	3
第4	地域別構想	13
第5	都市計画マスタープランの実現に向けて	21

第1 「都市計画マスタープラン」とは

■ 計画の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

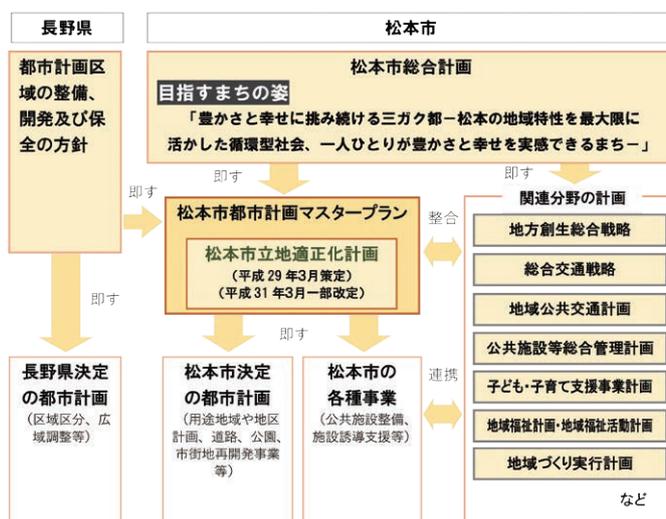
松本市では、郊外部における急速な人口減少や高齢化の進展、市街地における空き家や低未利用地等による低密度化、地域産業活性化への対応、大規模災害への対応など、従来からの課題に加え、アフターコロナ時代への移行やデジタル化への対応など、新たな社会経済情勢の変化にも機動的に対応することが必要となっています。

こうした転換期に適切に対応し、松本らしさを大切にしながら更なる磨きをかけた都市づくりを実現するために、平成 22 年に策定した松本市都市計画マスタープランの改定を行うこととしました。

(2) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、上位計画等に即して定めるもので、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となります。

平成 29 年に策定（平成 31 年に一部改定）した「松本市立地適正化計画」は、松本市都市計画マスタープランの一部とみなされます。



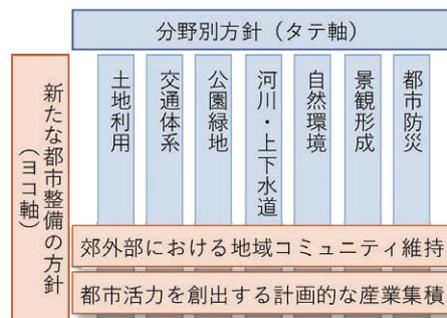
■ 計画の構成・期間等

(1) 計画対象区域

市域全体を一体的に捉えた都市づくりの方向性を示すため、本計画の対象区域は、都市計画区域が指定されていない区域も含めた市域全体とします。

(2) 計画の構成

本計画は、「都市計画マスタープランとは」「松本市の現況と都市づくりの課題」「全体構想」「地域別構想」「都市計画マスタープランの実現に向けて」の 5 編で構成します。全体構想の整備方針は、社会経済情勢の変化を踏まえて、都市構造の実現に深く関係する郊外部と産業集積をテーマにして、新たな方針を設定します。



(3) 計画期間

本計画は、令和 3 年から令和 22 年までの概ね 20 年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の大きな変化や上位計画の改定などにより、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

新 新たな課題 **継** 継続的な課題 **改** 一部見直した課題

1

自然や歴史的資源の保全と活用

- 継** 松本市の貴重な自然資源の保全とこれらの資源を活かした市の魅力づくり
- 継** 松本城等の歴史文化資源を核とした中心市街地全体の魅力と回遊性の向上
- 改** 優良農地、自然環境の保全と地域特性に応じたきめ細かい土地利用コントロール

2

都市全体と各地域における 活力の維持

- 改** 生活利便性の高い市街地・集落への緩やかな居住誘導
- 改** 中心市街地や既存住宅団地における既存ストックの有効活用
- 改** 生活、産業、観光等多様な分野を通じた市街地と郊外部の連携強化
- 継** 産業政策と連携した新たな産業立地の誘導
- 新** 市内35地区の特性を踏まえたまちづくりと郊外部の地域コミュニティの維持
- 新** 地域資源（スポーツや温泉、観光など）を活用した健康づくりの推進

3

集約型都市構造実現に向けた 立地誘導

- 改** 都市機能誘導区域における都市機能の立地誘導
- 新** 市街化調整区域における日常生活に必要な機能の確保
- 改** 都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定を踏まえた土地利用配置の見直し

4

広域及び地域を結ぶ 交通ネットワークの充実

- 改** 広域交通ネットワーク整備を踏まえた環状放射道路網の強化
- 継** 多様な利用者のニーズに対応したきめ細かい公共交通サービスの提供
- 継** 公共交通ネットワークによる地域間連携の強化
- 継** 自家用車を利用しなくても安全・快適に暮らし続けられるまちづくり
- 継** 中心市街地における歩行空間の創出・自転車活用の推進

5

安全で快適に生活できる 都市づくりの推進

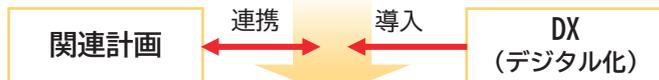
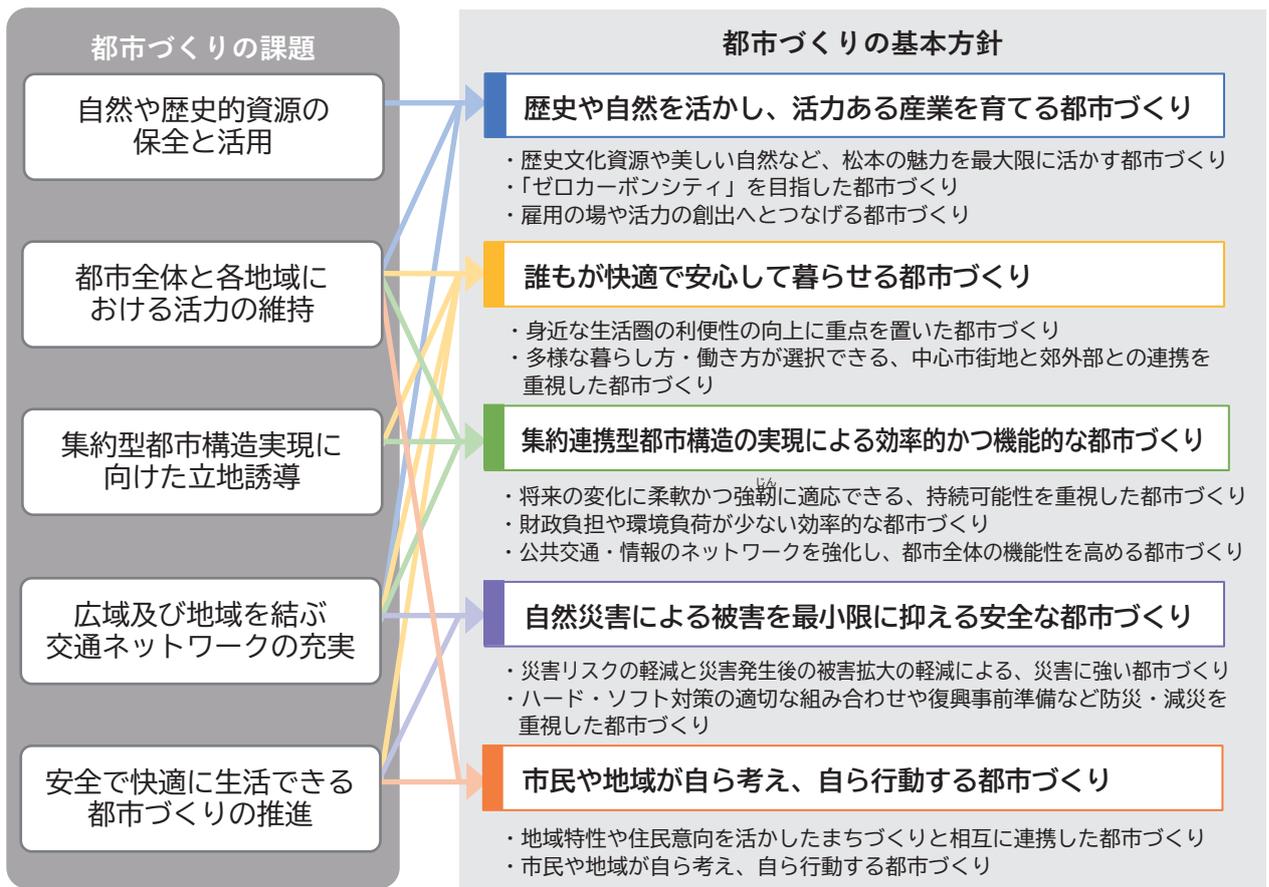
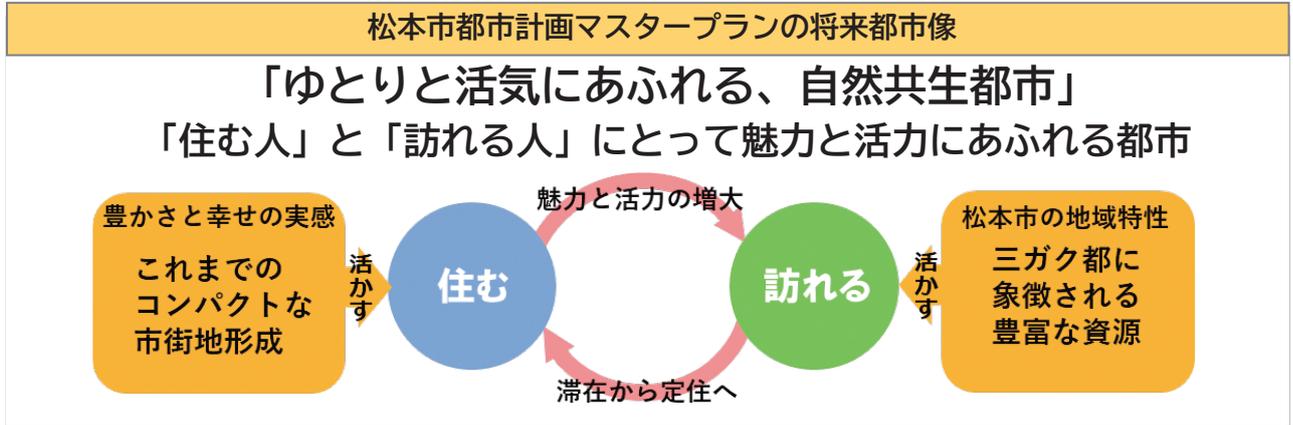
- 改** 生活圏に安全性と快適性を生み出す都市基盤の維持・整備
- 改** 被災後の迅速な復旧・復興を可能にする防災拠点の確保
- 継** 中心市街地等における防災性向上に向けた取組みの推進
- 継** 市民等が主体となった緑化の推進、公園の整備及び維持管理の推進
- 継** 治水機能と生物多様性に配慮した水辺空間の整備



第3 全体構想

■ 将来都市像と都市づくりの基本方針

「都市計画マスタープラン」では、「松本市総合計画」の実現に向けて、都市計画分野における将来都市像と都市づくりの基本方針を以下のように設定します。



豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

- 松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会
- 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち

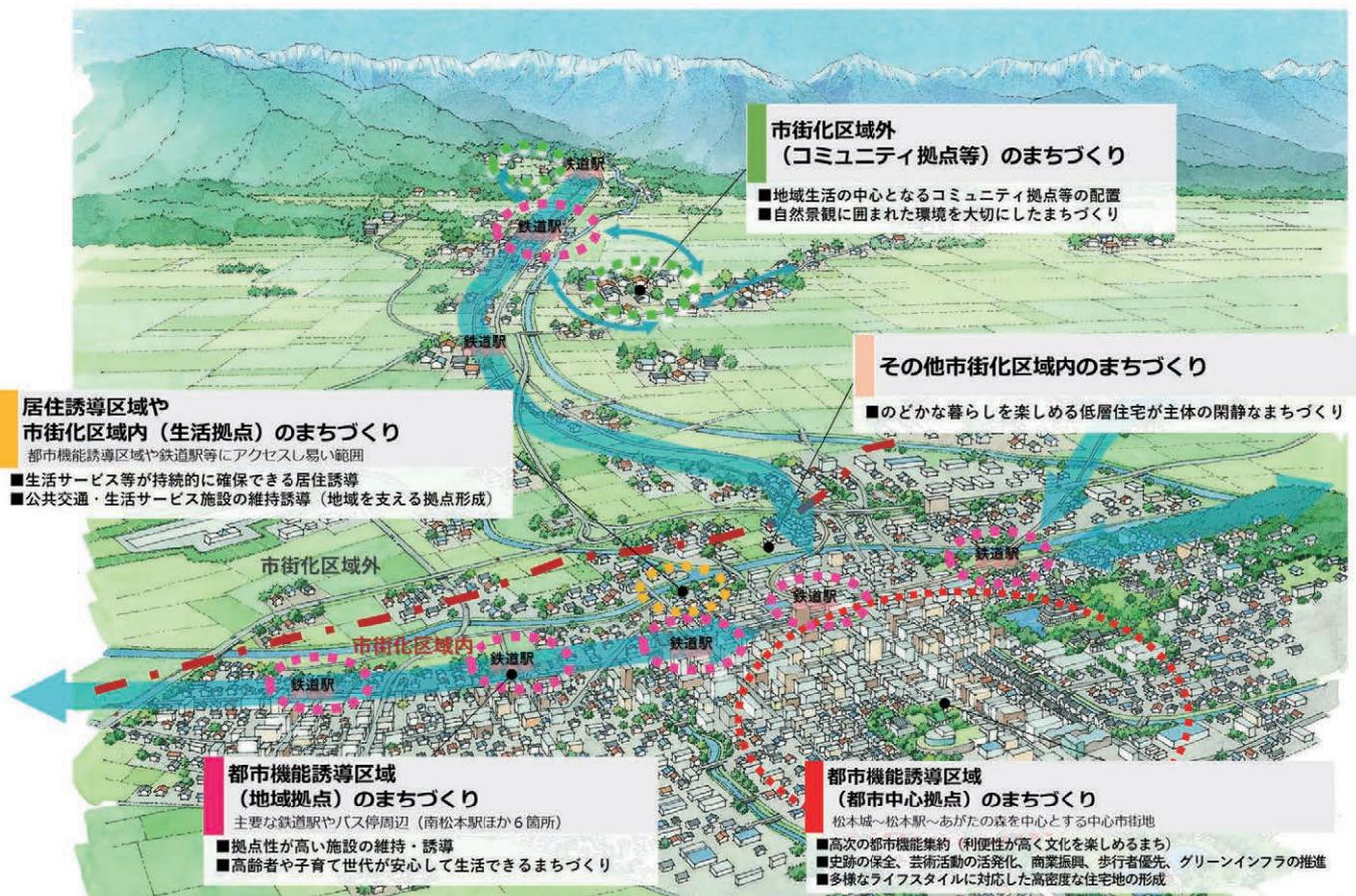
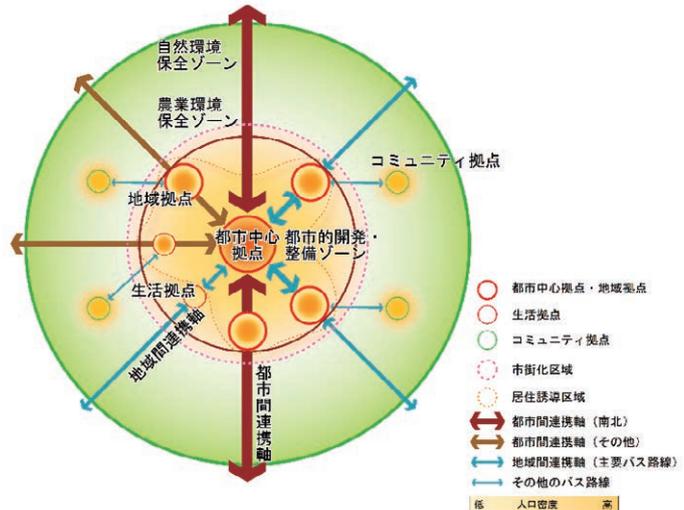
■ 松本市が目指す都市構造

都市構造とは、都市の骨格を概念的に示したものであり、都市空間を構成する4つの要素（都市活動拠点、都市連携軸、骨格的道路網、ゾーニング）で目指すべき都市の姿を表したものです。

松本市は、地域の特性を活かした35地区のまちづくりを土台としつつ、松本城・松本駅・あがたの森を中心にコンパクトな中心市街地を形成しているほか、主要な鉄道駅やバス停を中心に複数の拠点的エリアを形成しています。

今後は、これまで培った既存ストックを有効活用しながら、様々な魅力や特性を備えた地域が相互に連携し、市域全体として持続的に発展することが重要となります。その実現に向けて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を基本として、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、コンパクトで利便性の高い市街地形成と、市内の複数の拠点的エリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。

新たに目指す都市構造「集約連携型都市構造」 拠点づくりの強化+ネットワークの強化 (集約) (連携)



都市機能誘導区域 (都市中心拠点)



松本城～松本駅～あがたの森を中心とする中心市街地は、松本広域都市圏の中心拠点として多様で高次の都市機能を集約することで、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

松本城を始めとする史跡（歴史的建造物）の保全、美術館や市民芸術館などを利用した芸術活動の活発化、個性的な商業の振興、歩行者優先に配慮した交通環境の改善、グリーンインフラの推進などにより、松本の文化を楽しめるまちを目指します。住環境では、空き地や空き家などの有効活用を図り、多様な世代や世帯のライフスタイルに対応した高密度な住宅地の形成を目指します。

都市機能誘導区域 (地域拠点)



主要な鉄道駅やバス停周辺は、地域拠点として生活サービス施設の誘導、充実を図り、拠点性の高い施設の維持誘導を行うことで、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちを目指します。

地域拠点周辺には、身近な商店や、医療・福祉サービス施設等の配置を誘導します。住環境では、家族世帯が暮らせるような広さの住宅・敷地を有する住宅地の形成を目指します。

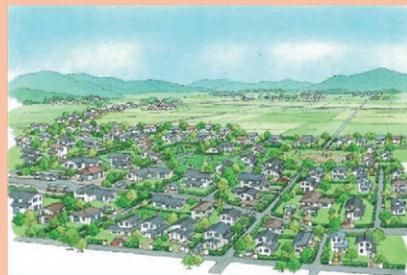
居住誘導区域や市街化区域内 (生活拠点)



都市機能誘導区域や鉄道駅等にアクセスし易い範囲は、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように居住誘導を行うことで、良好な住環境の形成を図ります。

また、周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導を行う拠点を生活拠点とし、各地域を支える拠点として配置・形成します。

その他市街化区域内



その他の市街化区域内については、雄大なアルプスを背景とした、のどかな暮らしを楽しめるような低層の戸建て住宅を主体とした閑静なまちを目指します。

住宅地には、家庭菜園やガーデニングを楽しめるようなゆったりとした敷地があり、また農地は、暮らしの身近な緑地として捉え、緑豊かなまちづくりを進めます。

市街化区域外 (コミュニティ拠点等)



市街化区域外においては、地域の生活の中心となるコミュニティ拠点を配置し、公共交通や生活サービス施設を維持・誘導することで、地域コミュニティの維持と豊かな森林、田園、果樹園などの自然景観に囲まれた環境を大切にした暮らしができるまちを目指します。

既存集落では、コミュニティの維持・活性化のため、既存の空き家などの活用や、定住・移住を受け入れる施策を更に推進するとともに、集落と地域拠点等を繋ぐ公共交通の維持・充実により、活性化を図ります。

■ 将来の都市構造

都市活動拠点	都市中心拠点	松本都市圏を対象とする高次都市機能の集積を誘導するほか、中心市街地として複合的な都市機能を誘導します。
	地域拠点	周辺市街地への生活サービス提供を目指し、交通結節点機能の向上を図るとともに、各種都市機能及び人口を誘導します。
	生活拠点	周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導と併せて拠点周辺の居住人口の維持を図ります。
	コミュニティ拠点	35地区の日常生活に必要な機能の確保を目指し、地域づくりの活動によるコミュニティの維持を進めます。
	産業・研究拠点	大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めます。
	医療拠点	医療機能確保のために、病院へのアクセス道路の確保、周辺の防災機能の向上、各病院の医療活動に必要な環境整備等を進めます。
	歴史・文化・観光拠点	歴史・文化・観光資源の保全・活用、観光施設等の整備・充実、周辺地域と一体となった魅力向上や回遊性向上を図ります。
	自然交流拠点	良好な自然環境と調和したレクリエーションや自然との交流の場として整備・充実を図ります。

都市連携軸	都市間連携軸	都市間を連絡する鉄道の利便性と、新たな高規格幹線道路や幹線道路の整備を通じてバスや自動車によるアクセス性を向上します。
	地域間連携軸	都市中心拠点（中心市街地）と14地域の間を結ぶバス・鉄道の維持・強化を図ります。

ゾーニング	都市的開発・整備ゾーン		用途地域等の土地利用規制、市街地開発事業、都市施設の整備等を通じ、積極的に都市環境の形成を促進します。
	農業環境保全ゾーン		無秩序な市街地の拡大は抑制しつつ、優良農地や自然環境を保全し、都市と自然が調和・共生する田園集落の環境整備を進めます。
	自然環境保全ゾーン	自然交流ゾーン	市街地郊外の良好な緑地の保全を図りつつ、交流・レクリエーション施設の整備など、都市と自然が調和した空間づくりを進めます。
		自然緑地保全ゾーン	国立公園・国定公園、保安林、風致地区等の指定を通じて、動植物の生息生育空間の保全を図ります。





都市連携軸		都市活動拠点	
都市間連携軸	←→	都市中心拠点	☀️
地域間連携軸	←→	地域拠点	🌳
骨格的道路網		生活拠点	🏠
環状道路	—	産業・研究拠点	🔬
放射状道路	←→	医療拠点	🏥
その他幹線道路	—	歴史・文化・観光拠点	🏰
		自然交流拠点	🌿

ゾーニング（開発地・保全地）	
都市的開発整備ゾーン	🟡
農業環境保全ゾーン	🟢
自然環境保全ゾーン	自然交流ゾーン
	自然緑地保全ゾーン (下段は自然公園区域)

骨格的道路網		まちなか幹線道路網	中心市街地のまちなかの方向性に整合した幹線道路の整備を推進します。
環状道路	中環状線	交通円滑化等の整備方針に即した路線の整備を推進します。	
	外環状線	周辺道路ネットワークを考慮した路線の整備を推進します。	
放射状道路	国道 19 号	4車線化の促進、混雑箇所の改善を促進します。	
	国道 143 号	安全性の向上や広域的なネットワーク強化のための整備を促進します。	
	国道 147 号	既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。	
	国道 158 号	広域的なネットワーク強化のための整備を促進します。	
	国道 254 号	既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。	
	松本和田線	安全性の向上や交通円滑化のための整備を促進します。	
	松本塩尻線	既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。	

■ 分野別の都市整備の方針

土地利用の方針

- 方針1 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進
- 方針2 都市的土地利用の有効利用・高度利用
- 方針3 複合的な土地利用を通じた魅力の創出

農業環境保全ゾーン

a 田園集落地区

優良農地の保全を図るとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、各地区の人口や各種施設の集積状況を考慮してコミュニティ拠点を配置し、これら拠点を中心に生活サービス機能の維持・誘導、公共交通の維持・強化を図ります。

b 山間集落地区

比較的小規模な農地の生産性向上に努めるとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、農林業以外の産業との連携や市街地との連携を通じて地区の活性化を図ります。

土地利用区分

- 中心商業業務地区
- 都市型複合業務地区
- 複合業務地区
- 地域商業地区
- 学術・医療地区
- 健康・スポーツ地区
- 工業地区
- 流通業務地区
- 複合産業地区
- 都市型住宅地区
- 低層住宅地区
- 田園集落地区
- 山間集落地区
- 森林・丘陵緑地
- 公園緑地
- 河川
- 交通施設用地

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)

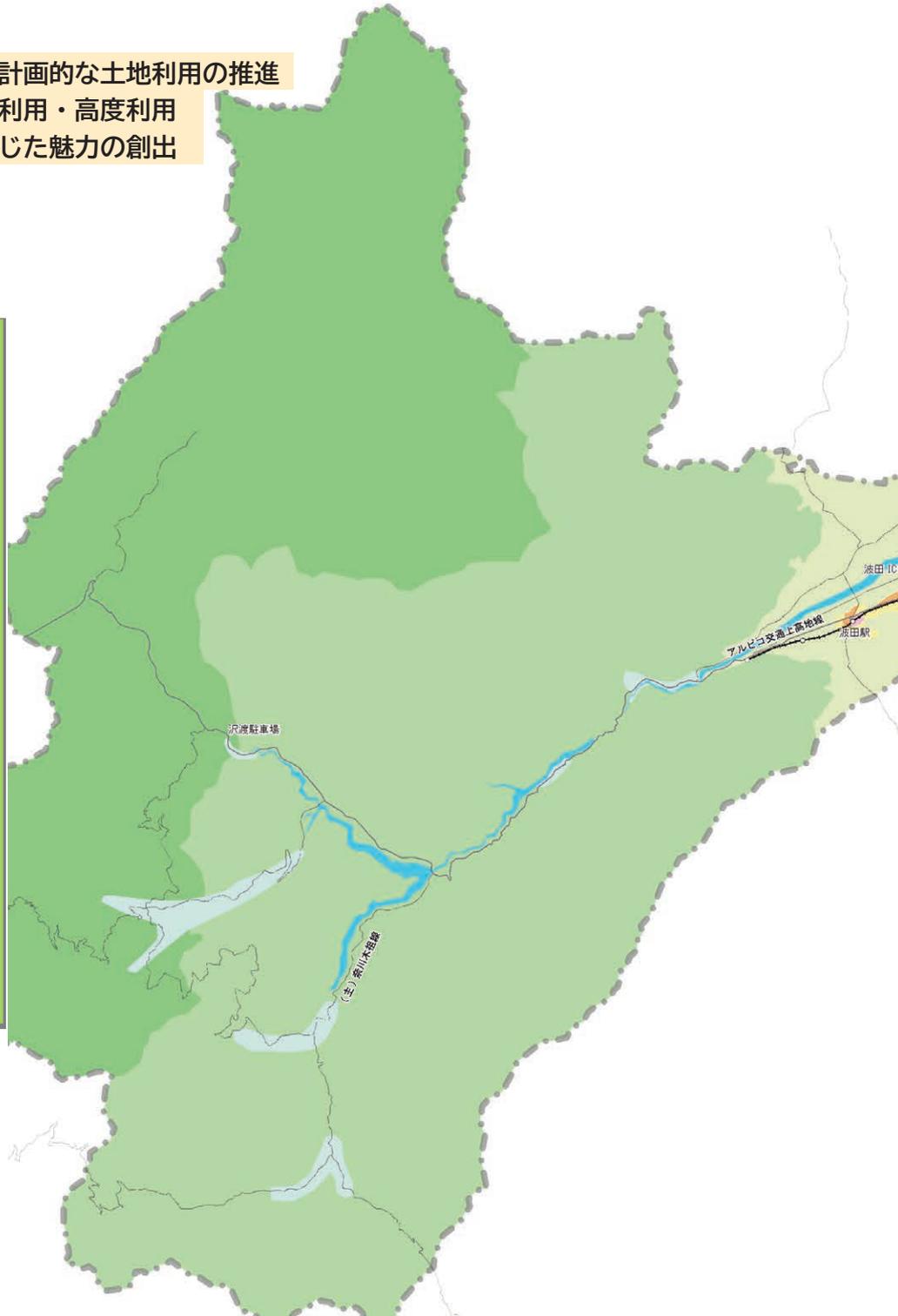
自然環境保全ゾーン

a 公園緑地

良好な自然環境と調和したスポーツ・レクリエーション、自然との交流及び市民の憩いの場としての充実を図ります。

b 森林・丘陵緑地

良好な自然環境を保全するとともに、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能及び木材生産機能の維持・増進を図ります。



都市的開発整備ゾーン

① 商業・業務系土地利用

a 中心商業業務地区

高次都市機能の集積を積極的に進めるとともに、「商都松本」にふさわしい質の高い商業・業務環境の形成を進めます。また、松本城や蔵のあるまちなみなどの歴史・文化を活かして、地区内での歩行者の回遊性向上を図ります。

b 都市型複合業務地区

各種業務施設と都市型住宅から構成される高密度な土地利用の形成を進めます。

c 複合業務地区

業務施設、物流施設、都市型工業施設及び都市型住宅からなる複合的・多機能な土地利用の形成を進めます。

d 地域商業地区

各都市機能誘導区域で設定した誘導施設の立地誘導を図ることで、商業・医療・福祉などの生活サービス機能が集積する商業地の形成を進めます。

e 学術・医療地区

既存の学術・医療機関の機能維持を図るとともに、更なる機能の充実に向けて、土地利用規制の見直しや周辺の都市基盤整備など、必要となる対策を検討・推進します。

f 健康・スポーツ地区

滞在型の観光施設の整備・充実、スポーツ施設等の整備・充実を通じて、温泉施設と連携した健康づくりのための空間形成を進めます。

② 産業系土地利用

a 工業地区

製造業を中心とした企業の集積を維持するとともに、操業環境向上に向けた基盤整備、周辺環境と調和した産業空間の形成を進めます。

b 流通業務地区

地区内及び周辺の操業環境向上により、流通機能の維持・増進を図ります。

c 複合産業地区

優良農地の保全を基本とした上で、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進めます。

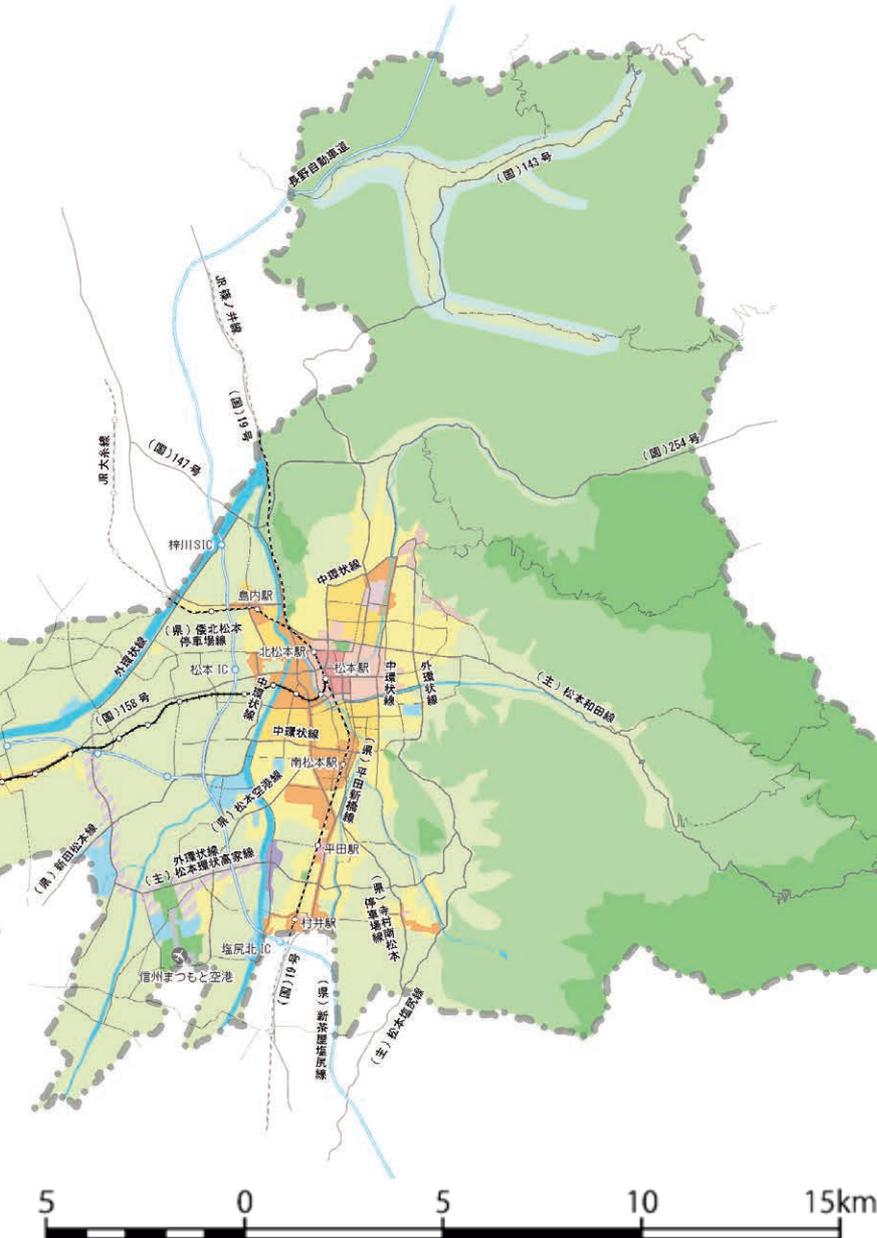
③ 住宅系土地利用

a 都市型住宅地区

低未利用地活用及び土地の高度利用を通じて都市型住宅地の形成を進めるとともに、生活利便性を活かした積極的な居住誘導を図ります。

b 低層住宅地区

周辺の自然環境や景観資源にも配慮しつつ、戸建て住宅を主体とするゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

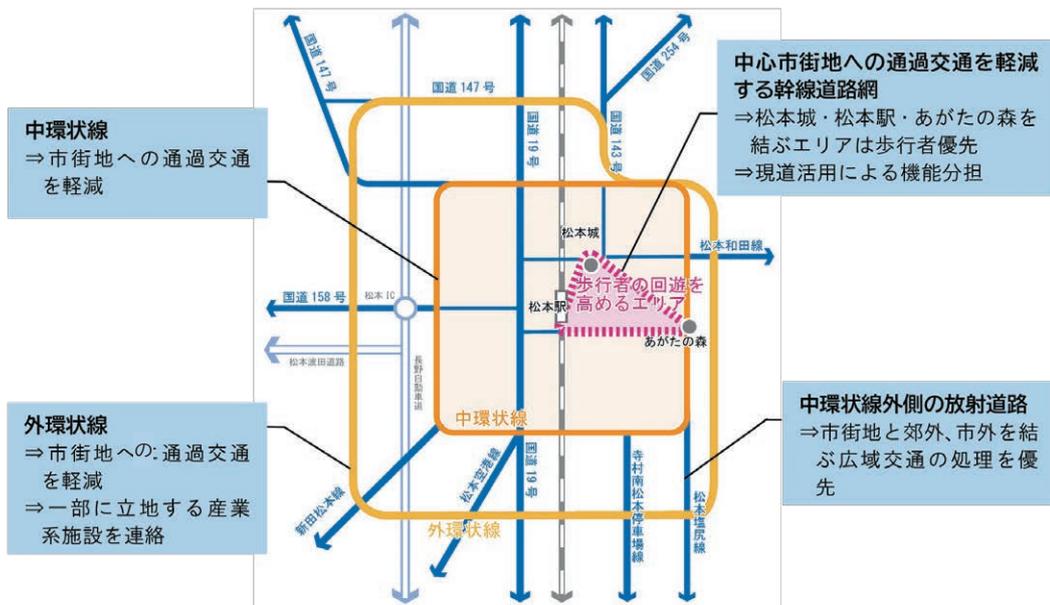


課題に応じた土地利用方針

- ① 地区の実態に応じたきめ細かな土地利用規制・誘導
- ② 地区の特性を活かす土地利用の推進
- ③ 既存ストックの有効活用

- 方針1 環状放射道路の重点整備
- 方針2 未整備都市計画道路の見直しと必要路線の重点的な整備
- 方針3 公共交通・自転車・徒歩による移動を円滑にする環境の整備
- 方針4 広域交通ネットワークによる国内外との交流促進

- ①道路ネットワーク（幹線道路）：中心市街地の歩行者優先エリア（松本城・松本駅・あがたの森を結ぶエリア）への流入抑制に向けた整備を図ります。環状道路は渋滞解消や中心市街地内の通過交通抑制、放射道路は拠点間や市外とのアクセス性の向上に向けた整備を図ります。
- ②歩行者・自転車ネットワーク：中心市街地では、歩行者、自転車、自動車が快適・安全に通行、走行できる道路整備を推進します。自転車を都市交通における主役として位置付け、自転車通行空間の整備、駐輪場の整備、シェアサイクルの普及促進等を図ります。
- ③公共交通ネットワーク（鉄道・バス）：鉄道は、JR各線の利便性向上、リニア中央新幹線の駅とのアクセスの充実、アルピコ交通上高地線の維持・活性化、鉄道駅の交通結節機能の向上などに取り組みます。バスは、公設民営化の視点から運営体制（運行路線、運行本数・運行時間など）の見直しを検討します。
- ④広域交通ネットワーク（空港、高速道路）：信州まつもと空港や長野自動車道などの高速交通インフラを積極的に活用し、広域交通ネットワークの充実などを図ります。



- 方針1 快適性と安全性を備えた連続性のある質の高い緑の空間づくり
- 方針2 歴史や文化を伝える水と緑の保全
- 方針3 賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大

- ①公園緑地：地域住民等による利活用が最大限に行われるよう、計画的に既存公園の改修を進めます。アルプス公園では景観や緑を活かした魅力ある空間の創出を図ります。また、松本市が誇る歴史的建造物と一体となった公園緑地の活用を図ります。
- ②緑のネットワーク：公園緑地や丘陵地などの緑地を、散策路や遊歩道、河川などで結ぶことにより、連続した緑のネットワークを形成します。女鳥羽川、薄川などの河川では、「かわまちづくり事業」として川と一体となったまちづくりに取り組みます。
- ③緑化の推進：市街地の主要道路や河川の河岸道路、公共公益施設等における緑化を推進します。グリーンインフラ整備として、大規模事業所や住宅用地などの敷地周辺、中心市街地の小さな空間などの活用により、緑化を推進します。「花いっぱい運動」の推進、更なる運動の拡大を目指します。

- 方針1 安らぎの場となる水辺空間づくり
- 方針2 安全・安心な水道水の安定供給
- 方針3 公共水域の水質保全と生活環境の改善、浸水や地震等の災害対策
- 方針4 既存施設の有効活用による上下水道経営の効率化
- 方針5 新技術の導入やエネルギー転換による温室効果ガスの排出抑制

- ①河川：奈良井川・田川などでは、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。市内の河川では、河川敷等の自然環境の保全、身近な水辺空間づくりを進めます。快適な歩行者空間、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を進めます。
- ②上水道：強靱な水道施設の構築を目指し、老朽化した水道施設の更新、主要水道施設や基幹管路の耐震化を進めます。日々の水質管理や老朽化した水道施設の維持管理や更新を適切に実施します。
- ③下水道：老朽化した下水道施設の維持管理や更新とともに、耐震化や浸水対策など施設の強靱化を計画的に進めます。公共用水域の水質保全に努めるとともに、合流式下水道から分流式へ改善や、雨水渠の整備を推進します。

- 方針1 都市の骨格を形成する雄大な自然環境の保全と活用
- 方針2 市街地に近接する丘陵地の保全
- 方針3 松本平に広がる田園地帯や市街化区域内農地の保全
- 方針4 自然環境が有する多様な機能を活用したまちづくりの推進
- 方針5 自然環境や生物多様性の保全

- ①骨格となる自然環境の保全：国立・国定公園では、多様な動植物の生育・生息環境の保全を図ります。国立・国定公園を始め、市内の良好な自然環境を活かして、自然とのふれあい・交流を推進します。
- ②身近な丘陵地や里山の自然環境の保全：風致地区による規制を通じて良好な風致の維持を図ります。市街地の独立樹林群、屋敷林、社寺境内地内の緑などについては、地域制緑地の指定を検討します。多面的な機能が発揮される森林整備や自然環境と調和した利活用を図ります。
- ③河川や湧水等の自然環境の保全・活用：生物多様性の保全に配慮した環境整備を進めるとともに、河川や湧水を活用した都市環境の創出を図ります。市街地内の湧水地は、地下水位の低下を防止するための雨水地下浸透などを推進しながら保全を図ります。

- 方針1 特徴的な山岳部の自然景観や農山村景観の保全
- 方針2 松本の美しさを感じ、誇りを感じられる景観形成
- 方針3 一体的に魅力ある都市景観、まちなみの形成
- 方針4 地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立

- ①山岳部の景観：世界に冠たる山岳リゾートの実現を目指し、山岳部の良好な景観と環境の保全を図ります。市街地から北アルプスや美ヶ原高原の山々への眺望の保全又は復活を図ります。
- ②農山村の景観：地域コミュニティとなりわいの担い手を確保し、持続的かつ自立的な景観保全を図ります。荒廃農地の回復も含め、景観と調和した農業の継続を支援します。郊外部の幹線道路沿道では、無秩序な開発や建築の抑制等を通じて、田園景観の保全を図ります。
- ③歴史的な景観：歴史的なまちなみや、建造物や史跡等の保存を図るとともに、松本市近代遺産の保全・活用を図ります。中心市街地の建築物の景観誘導や支援を行います。歴史的景観に配慮した道路改良等を図ります。旧街道などの歴史的景観の保全・活用を図ります。
- ④市街地の景観：建築物等の高さ・色彩等に対する制限を適切に導入するなど、賑わいと風格のある景観の創出を図ります。幹線道路沿道では、街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある景観の形成に努めます。大規模な工場や商業施設では、緑豊かな景観形成に向けた支援・指導を行います。

- 方針1 災害抑止機能を持つ自然資源の整備・保全
- 方針2 防災機能を担う基盤を備えた災害に強い都市づくり
- 方針3 災害の拡大を未然に食い止める都市づくり
- 方針4 市街地の復旧・復興に関する事前検討

- ①治水対策：奈良井川・田川などでは、治水機能の向上に向けた改修を促進します。河川・水路への急激な雨量流入の抑制を図ります。甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全の確保や災害リスクを低減するためのソフト対策を検討します。
- ②土砂災害対策：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制を実施し、住民への危険周知に努めます。警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進など、ソフト対策を検討します。その他土砂災害のおそれがある区域では、防災施設の整備を進めます。
- ③震災対策：広域救急・緊急輸送路の整備を促進します。避難路、延焼遮断帯、避難地等の機能を持つ街路、公園、広場等の整備を進めます。木造住宅の密集地域では、生活道路の改良を進めます。延焼火災のおそれが高い地域では、不燃化促進を図ります。
- ④避難対策：避難地・避難場所を指定・配置するとともに、避難者への情報・物資・サービスの提供、プライバシーの確保、感染症対策など、様々な面に配慮して避難場所の環境改善を図ります。主要な避難経路では、無電柱化の促進、ブロック塀の撤去などの対策を検討・推進します。

■ 新たな都市整備の方針

- 方針1 新たな住民の受け入れによる地域コミュニティの維持
- 方針2 中山間地の活性化施策と連携した地域コミュニティの維持
- 方針3 公共交通ネットワークの維持・強化と暮らしを支える拠点の配置・形成

- ①集落環境の保全：農地や自然環境の環境悪化につながるような無秩序なミニ開発を抑制します。生活道路の改善等により生活環境の向上を図ります。認定農業者の育成・確保、農地の集積・流動化を通じて、耕作放棄地の抑制を図ります。
- ②郊外部における生活利便性の維持：生活サービス施設の維持とコミュニティの維持に資するコミュニティ拠点の配置・形成を進めます。市街化調整区域で生活利便性が低い地区では、地区計画制度の活用等により、当該地区を利用圏とした店舗や事務所等の維持・誘導を図ります。
- ③地域コミュニティを支える定住人口の確保：市街化区域に近接又は隣接し、既に基盤整備がなされた市街化調整区域では、都市計画法第34条第11号の運用による地域コミュニティの維持を図ります。地域住民が主体となったコミュニティ維持や活性化を目的とするまちづくりを実現するため、市街化調整区域における地区計画制度の活用等を支援します。

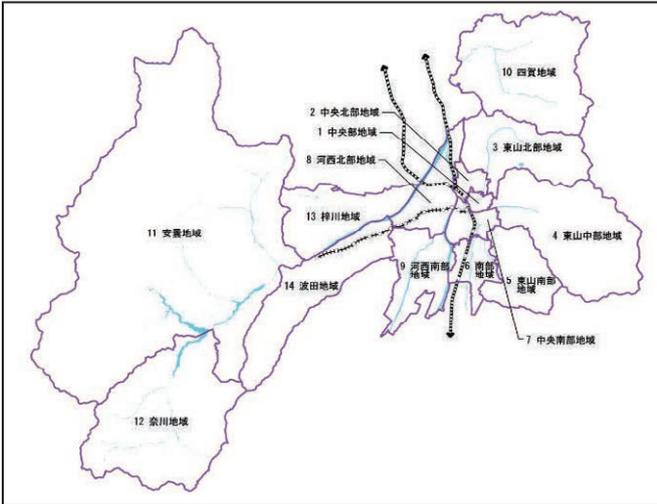
- 方針1 多様な産業の集積と新たな産業の育成
- 方針2 競争力が高く、持続可能な産業構造の構築
- 方針3 自然環境や居住環境に配慮した計画的な土地利用

- ①工業：松本市の特性を活かした成長分野の育成につながる新たな産業振興に向けた土地利用を検討します。一定の都市基盤が整っている既存の産業団地及びその周辺の活用を基本とし、受け入れが困難な場合には、周辺環境に配慮した上で、追加インターチェンジ周辺の計画的な土地利用等を検討します。
- ②商業：都市中心拠点、地域拠点、生活拠点では、既存商業機能を維持しつつ、暮らしを支える商業機能などの立地誘導を図ります。公共空間（道路、河川、広場等）の民間利活用の推進により、市民・事業者が一体となった賑わい創出を図ります。
- ③観光業：松本城と周辺地区は歴史観光エリアとして整備を進めます。観光農業、地元商店街、伝統工芸との連携など、関連産業の活性化に資する都市空間の質の向上を図ります。上高地、乗鞍高原、美ヶ原高原等での持続可能な観光地整備、交通アクセスを充実します。
- ④農林業：森林の持つ多様な機能が発揮されるよう、森林資源を計画的に保全・活用します。優良農地では、生産性向上に向けた農業生産基盤の整備とともに、規模拡大・経営改善に必要な施設整備を推進します。

第4 地域別構想

地域区分

全体構想をより市民の生活に密着した具体的な構想とするために、市内の各地域をクローズアップした地域別構想を設定します。



地域区分	地区名
1	中央部地域
2	中央北部地域
3	東山北部地域
4	東山中部地域
5	東山南部地域
6	南部地域
7	中央南部地域
8	河西北部地域
9	河西南部地域
10	四賀地域
11	安曇地域
12	奈川地域
13	梓川地域
14	波田地域

1 中央部地域 (中央地区・東部地区・第一地区・第二地区・第三地区)

将来像

「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かした松本広域都市圏の中心拠点」

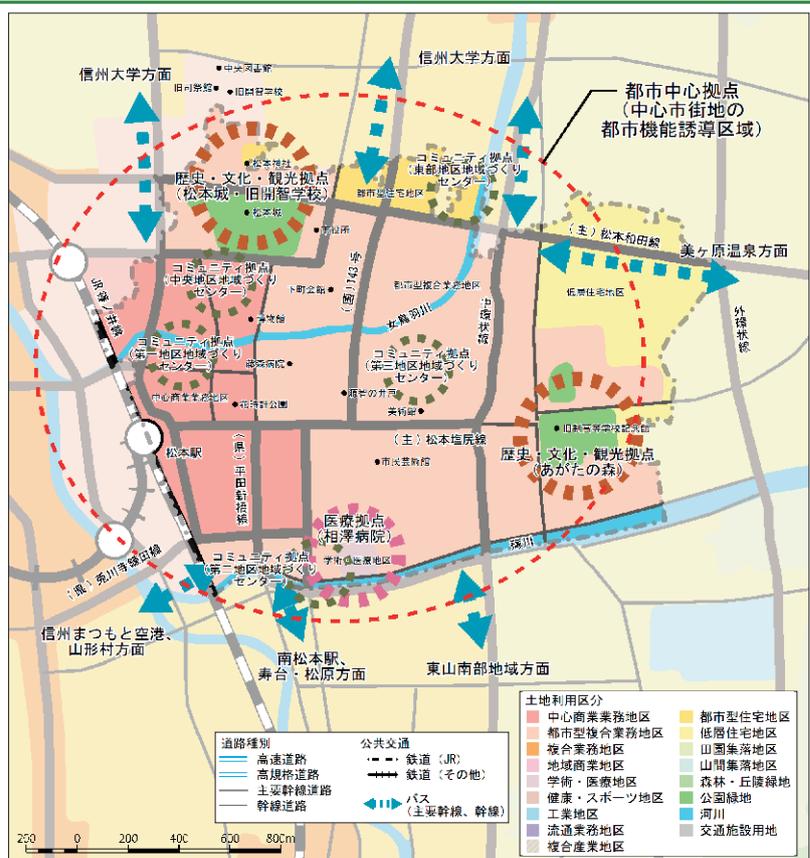
- 松本広域都市圏の中心として、多様な都市機能が集約された商業業務地
- 来街者等が城・蔵・寺・水を巡り、松本の文化を楽しめる観光商業地
- 安全・快適な都市型住宅地

まちづくりの方針

松本城～松本駅～あがたの森を中心とする中心市街地は、松本広域都市圏の中心拠点として多様な高次都市機能を集約し、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

松本城を始めとする歴史的建造物の保全、美術館や市民芸術館などを利用した芸術活動の活性化、個性的な商業の振興、歩行者優先に配慮した交通環境の改善などにより、松本の文化を歩いて楽しめるまちを目指します。

住環境では、空き地や空き家などの有効活用を図り、多様な世代や世帯のライフスタイルに対応した高密度な住環境を目指します。



2 中央北部地域 (白板地区・城北地区・安原地区・城東地区)

将来像

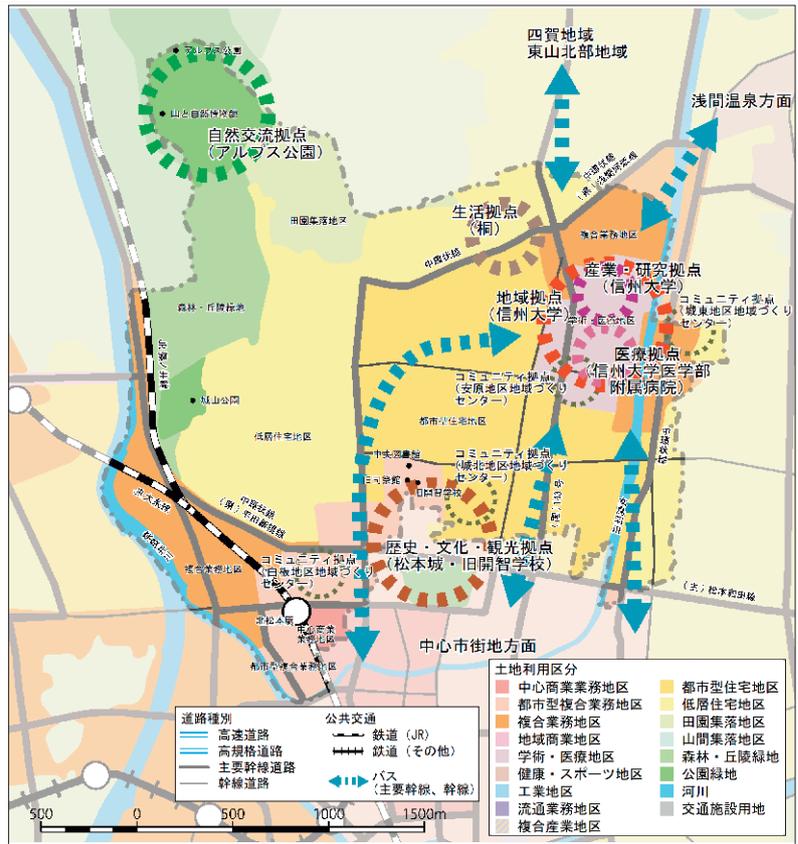
「豊かな自然や歴史文化と調和した
うらおいのある文教のまち」

- 2つの国宝「松本城」「旧開智学校」から続く文教的・歴史的雰囲気と調和する緑豊かな住宅地
- アルプス公園や城山公園を活かした緑の公園のまち

まちづくりの方針

アルプス公園を中心とする自然交流ゾーンの整備を図るとともに、アルプス公園や城山公園の緑、国宝旧開智学校の文教的雰囲気と調和する文教住宅地の保全・整備を図ります。

信州大学の学術・医療機関としての機能の維持・充実を図るとともに、周辺地域において生活に必要な施設の立地の維持、誘導を図るなど、歩いて暮らしやすい環境を整えます。



3 東山北部地域 (岡田地区・本郷地区)

将来像

「豊かな緑と調和した
音楽・スポーツ・温泉の
まち」

- 音楽・スポーツ・温泉等の多彩な文化と調和する緑豊かな住宅地
- 美鈴湖、芥子坊主山市民の森一带の貴重な自然とふれあえるまち

まちづくりの方針

美鈴湖、芥子坊主山市民の森一带の貴重な自然環境の保全・活用を図るとともに、松本市を代表する音楽・スポーツ・温泉などの多彩な文化と調和する住宅地として整備します。



4 東山中部地域 (里山辺地区・入山辺地区)

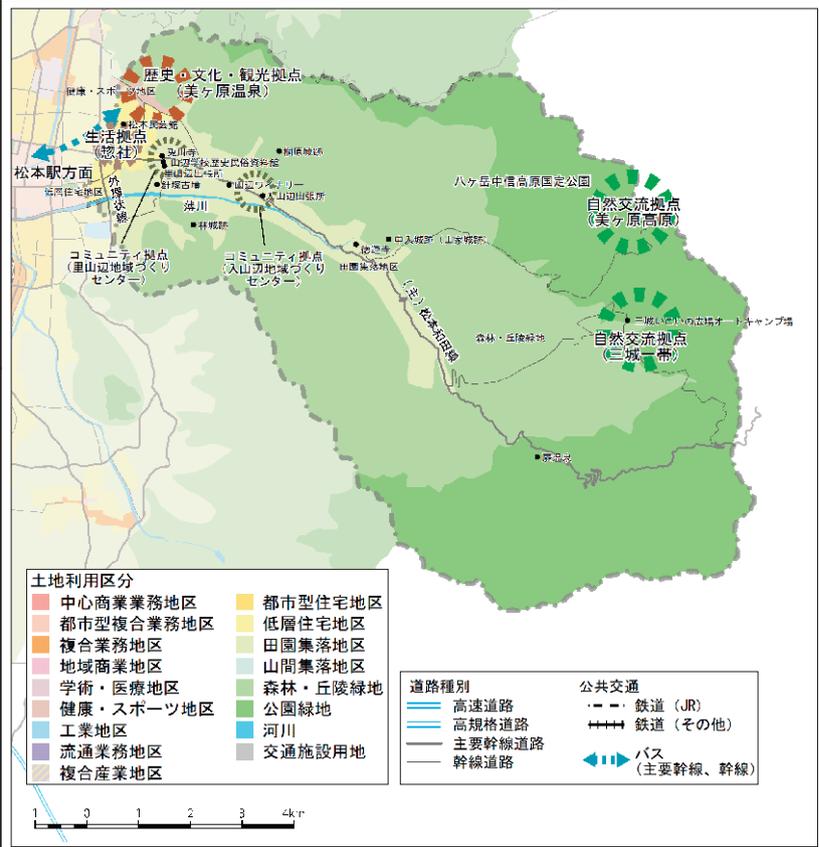
将来像

「湯けむり・ぶどう・歴史を活かした山心ところの里」

- 歴史ある都市近郊型の温泉観光地
- ぶどう・遺跡を活かした個性豊かな山心ところの里(ぶどうの里づくり)
- 美ヶ原高原と三城一带周辺の良好な自然環境とふれあえるまち

まちづくりの方針

美ヶ原温泉街を歴史・文化・観光拠点として位置付け、浅間温泉及び周辺のスポーツ施設と連携しながら、温泉街としての魅力づくりに加え、良好な水と緑の環境をもつ美ヶ原高原、三城一带を自然交流拠点として整備します。また、山辺ぶどうなどの地域特有の資源や古墳、古寺、古城などの歴史資源を活かした地域産業づくりをすすめ、里山景観と調和した山心ところの里として整備します。



5 東山南部地域 (中山地区・内田地区)

将来像

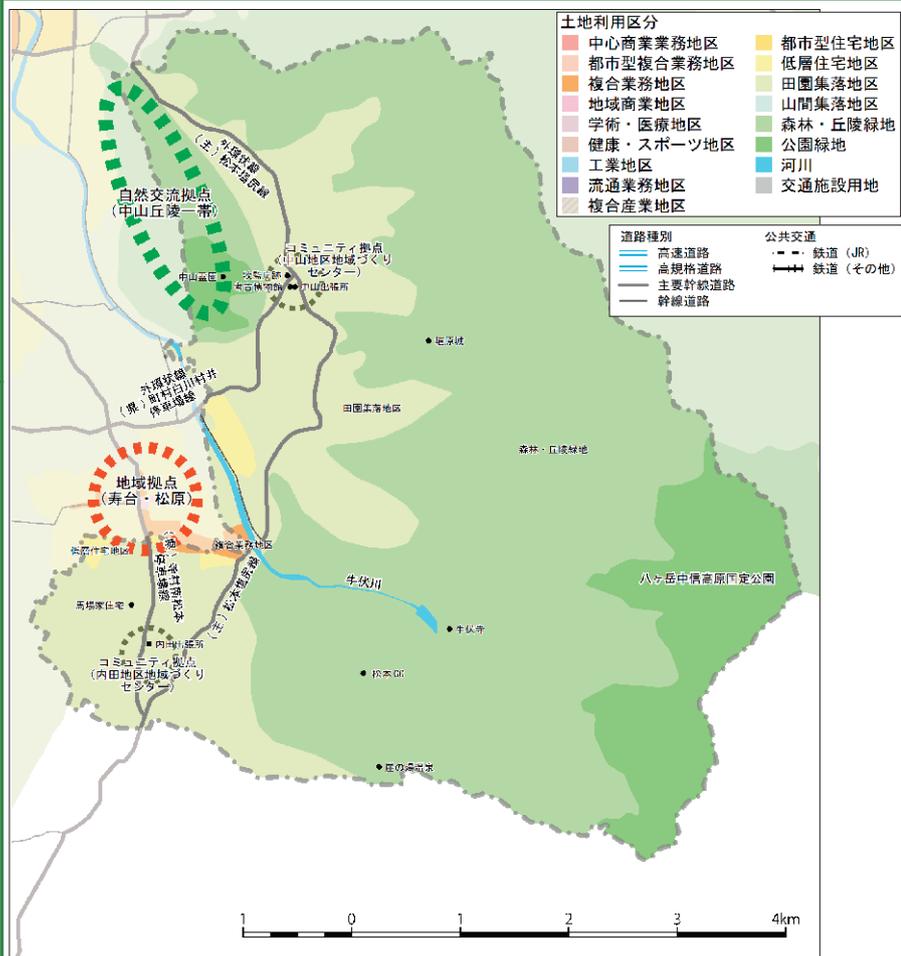
「北アルプスの壮大な眺望と里の緑や歴史資源を活かしたうるおいのある里山のまち」

- 中山・内田の緑や歴史的環境と調和する緑豊かな住宅地
- 北アルプスの眺望や中山・内田の緑・そば・遺跡文化にふれあえる里のまち

まちづくりの方針

中山・内田の自然や歴史資源などを巡る回遊型の自然交流ゾーンを整備するとともに、この自然・歴史的環境と調和する住宅地を保全、形成します。

公共交通の改善に取り組みながら、既存の集落地における生活利便性の向上を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。



6 南部地域 (芳川地区・寿地区・寿台地区・松原地区)

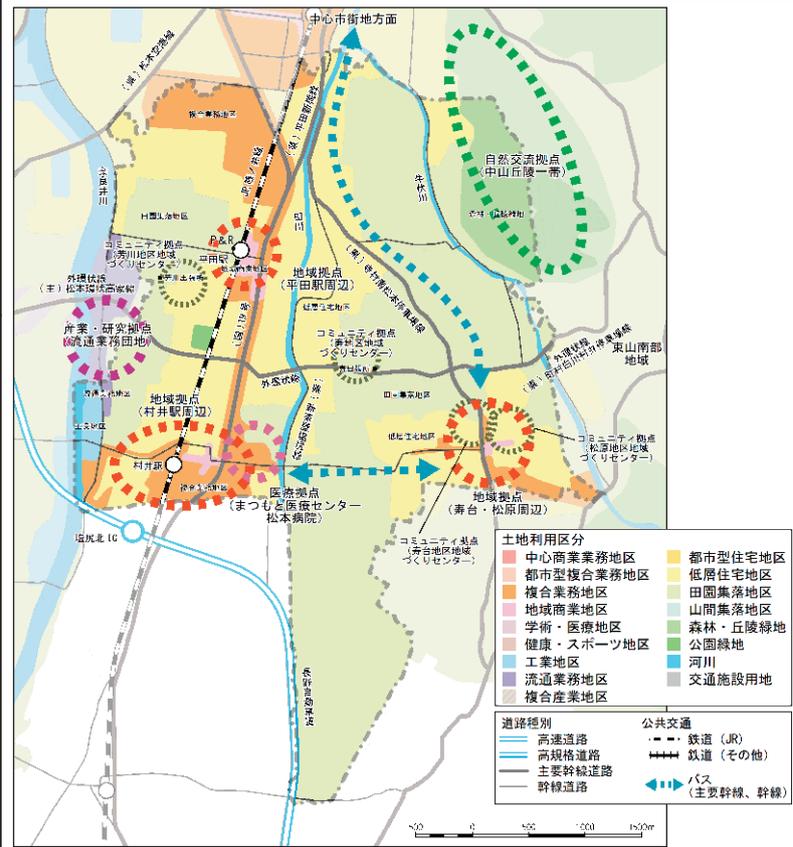
将来像

「水と緑の豊かなうるおいのある住宅地と多様な産業が調和するまち」

- 駅周辺等の地域拠点を擁する利便性の高い市街地
- 田園景観と調和するうるおいのある住宅地
- 松本市南部地域の暮らしを支える商業や文化のあるまち

まちづくりの方針

国道19号は沿道型商業施設の土地利用を維持します。また駅周辺や寿台・松原では生活サービス施設の立地誘導を図り、近接した地区は公共交通の利便性の高い居住環境を目指します。その他周辺については、農地を保全し地域の田園環境と調和した住宅地環境を整備します。



7 中央南部地域 (田川地区・鎌田地区・松南地区・庄内地区)

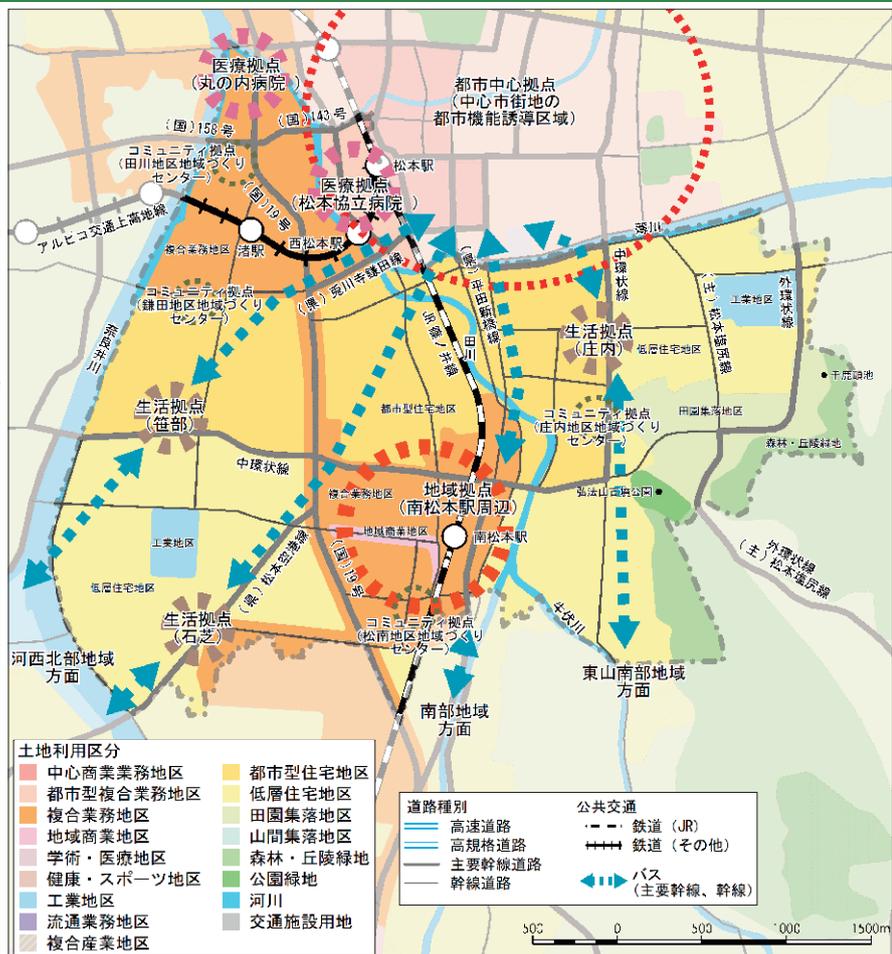
将来像

「水・緑と多様な産業が調和するうるおいと活力のあるまち」

- 松本市の活力を支える複合業務地区、地域商業地区
- 多様な産業拠点や都心地区に近接した利便性の高い都市型住宅地区

まちづくりの方針

松本市西側の複合業務地区や南松本駅西側の地域商業地区の機能の維持・充実を図るとともに、その周辺には利便性の高い都市型住宅地区を形成します。



8 河西北部地域 (島内地区・島立地区・新村地区)

将来像

「美しい川に生まれ、雄大なアルプスを望む緑豊かな田園のまち」

■松本市の新たな発展を担う複合業務地

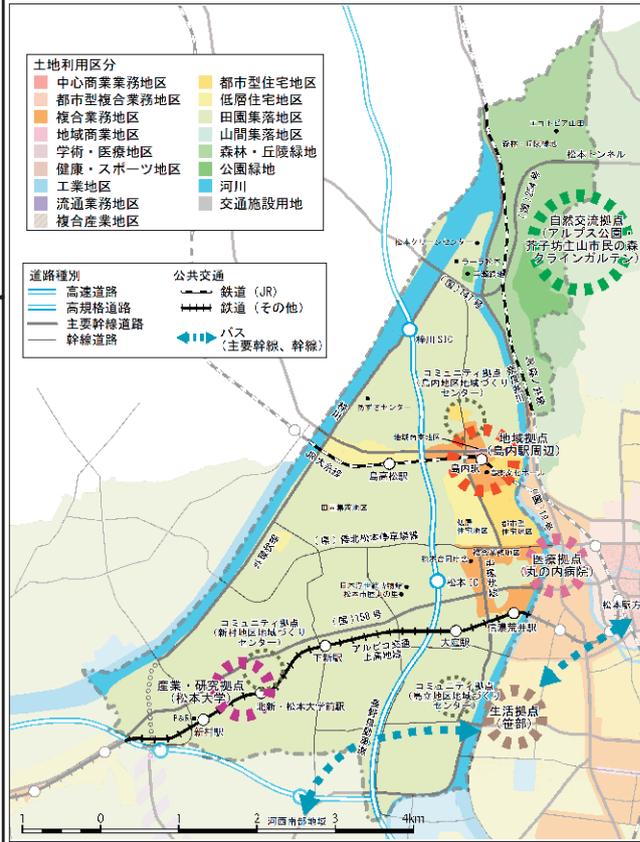
■田園景観と調和する緑豊かな住宅地

■良好な営農環境と調和した快適で活力ある田園地帯

まちづくりの方針

地域拠点である島内駅周辺においては、生活に必要な施設の立地の維持、誘導を図るとともに、都市型住宅を誘導します。

また、その北側から西側一帯の田園地帯では、アルピコ交通上高地線や国道158号等の幹線道路、松本大学等が立地する地域特性を踏まえて、公共交通のあるべき姿の検討と継続的な改善に取り組みながら、既存の集落地における生活利便性の向上を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。



9 河西南部地域 (和田地区・神林地区・笹賀地区・今井地区)

将来像

「都市型産業と田園景観が調和する躍動的な田園のまち」

■交通利便性を活かした都市型産業集積地

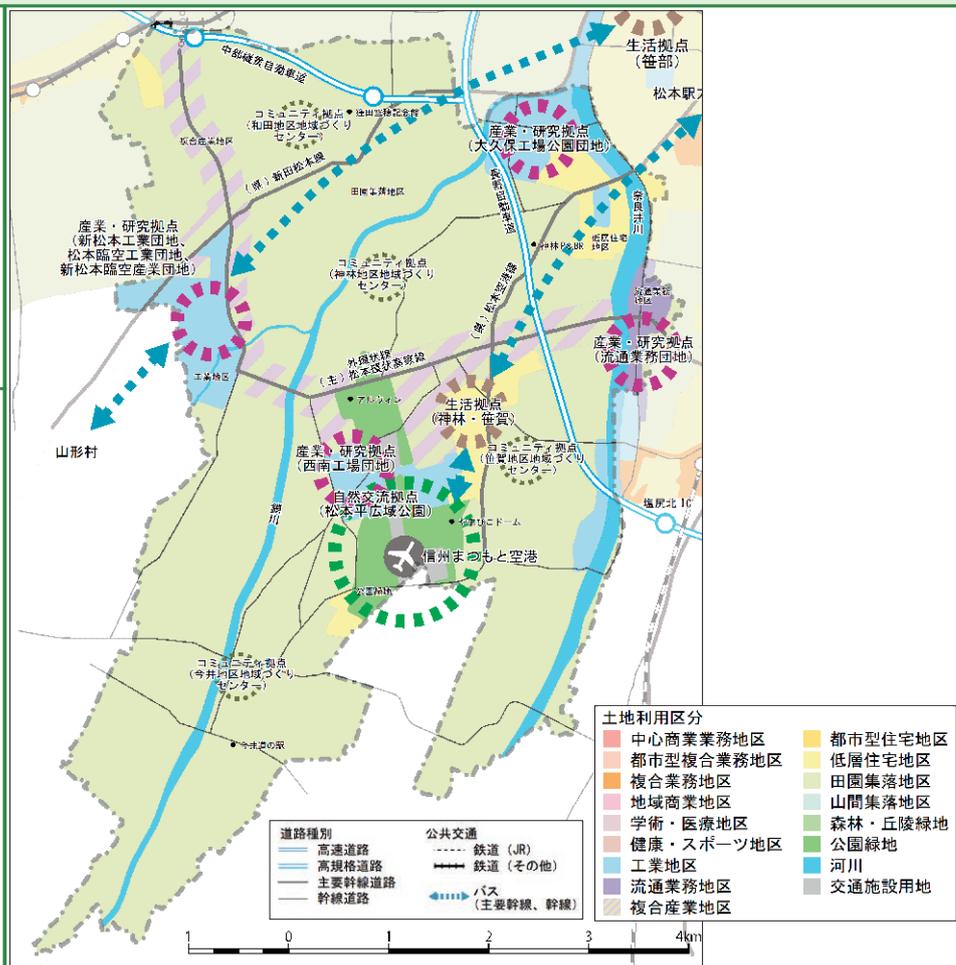
■ハイレベルなスポーツ・レクリエーション機能のある公園のまち

■良好な営農環境と調和した快適で活力ある田園地帯

まちづくりの方針

長野県の空の玄関口である信州まつもと空港や松本平広域公園の機能充実を図るとともに、広域交通条件を活かした産業・研究拠点の機能を維持・充実し、地域経済の活性化を図ります。

また、田園地帯については散在する農村集落における生活環境の維持を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。



10 四賀地域 (四賀地区)

将来像

「都市との交流による 自然豊かなゆうきの里」

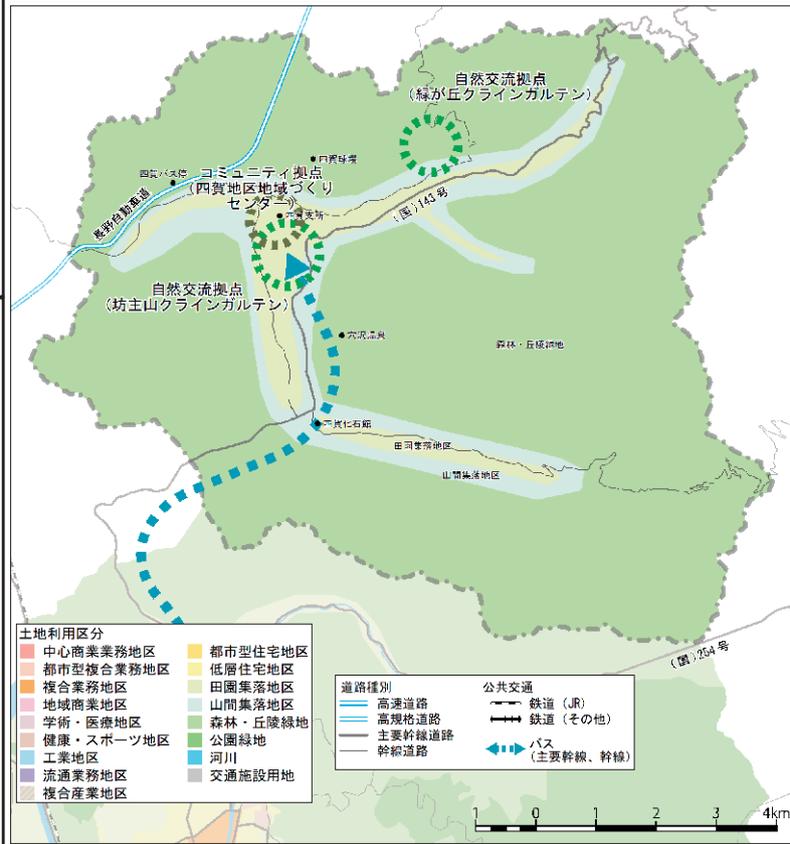
■豊かな自然環境と調和したまちづくり

■里山の景観とふれあえる田舎暮らしができるまち

まちづくりの方針

自然環境を保全し、田園居住を強化するとともに都市との交流を高め、クラインガルテンや空き家の活用等により地域の活性化を図ります。

中山間地の需要に応じた、持続的な生活サービス機能の構築を図ります。



11 安曇地域 (安曇地区)

将来像

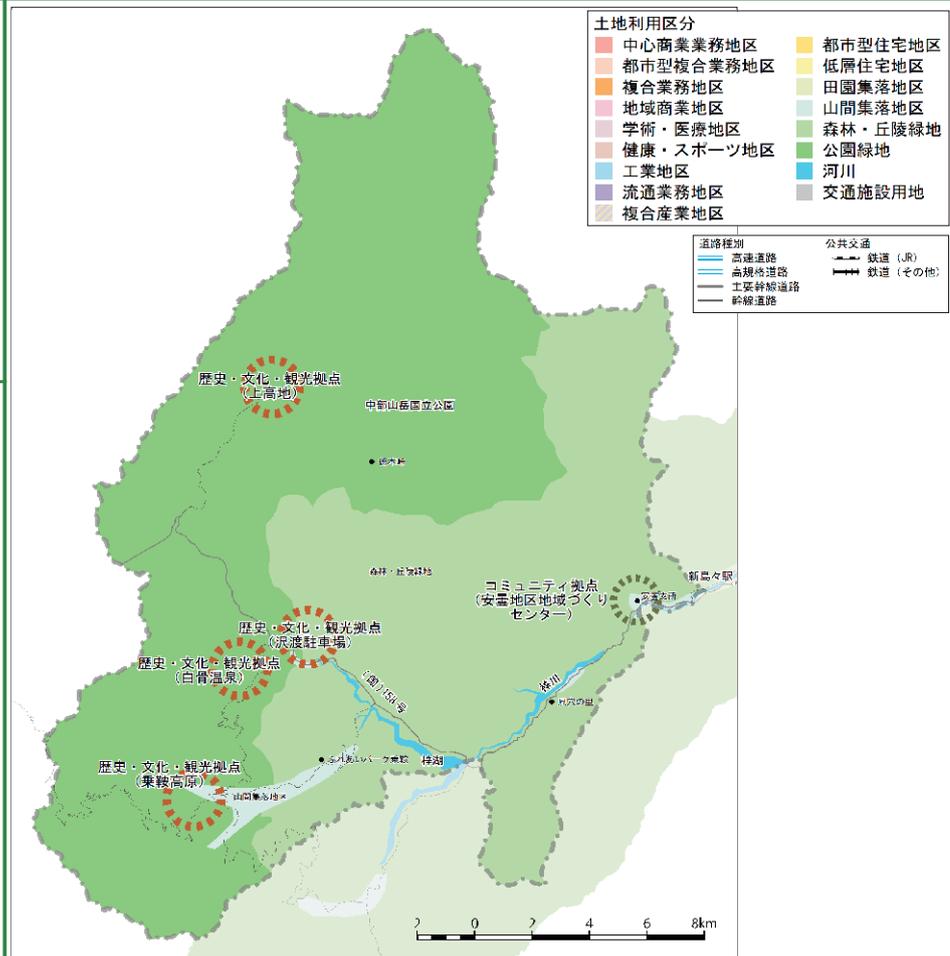
「北アルプスに抱かれた 四季折々の表情を魅せる 自然豊かなまち」

■世界水準の観光資源を活かした滞在型の山岳リゾート

■生活基盤の整った住みやすい観光のまち

まちづくりの方針

上高地などの世界に誇れる美しい山岳地帯を活かし、基盤を整備し、快適に回遊できるまちを形成することにより、旅行者のリポート化や滞在型の観光地づくりを目指します。また、今ある公共公益サービスを維持し、生活基盤を整えることで定住化を促進し、まちの活性化を図ります。



12 奈川地域 (奈川地区)

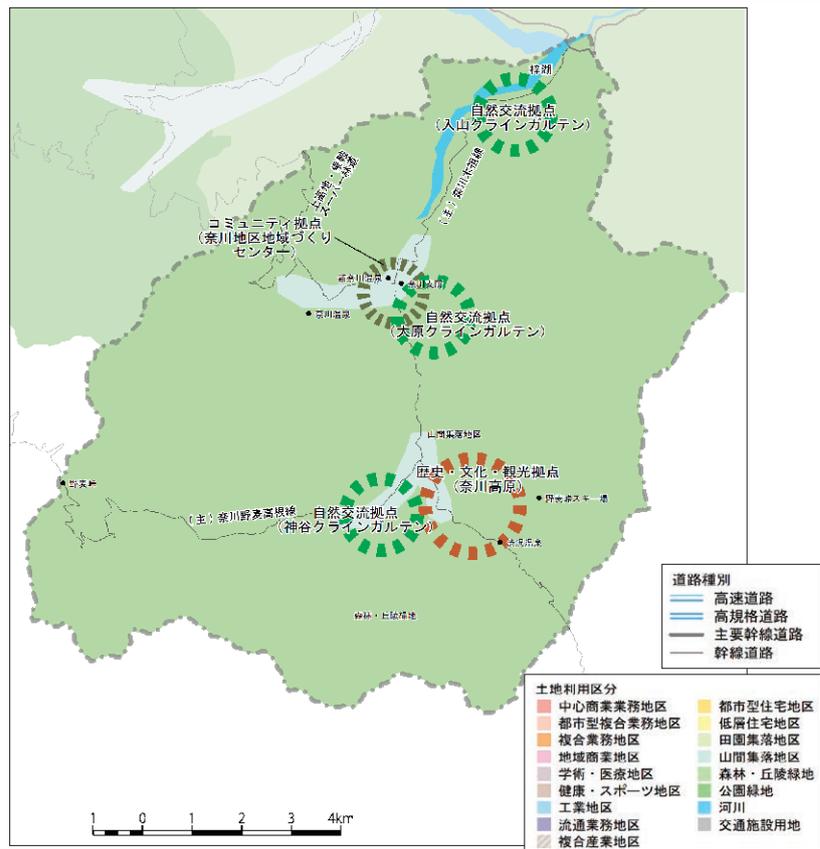
将来像

「自然に囲まれた やすらぎのある山あいの郷」

- 自然環境の保全による癒し空間の創出
- 自然のやすらぎによる定住化促進のまち

まちづくりの方針

奈川地域は豊かな自然環境に恵まれています。その自然環境を保全することで、「癒しの場所・安らぎ空間」を創出し定住化促進を図ります。また、幹線道路網等の基盤整備の促進により安曇地域を始めとする観光資源と地域内資源との連携を目指すとともに、中山間地の需要に応じた、持続的な生活サービス機能の構築を図ります。



13 梓川地域 (梓川地区)

将来像

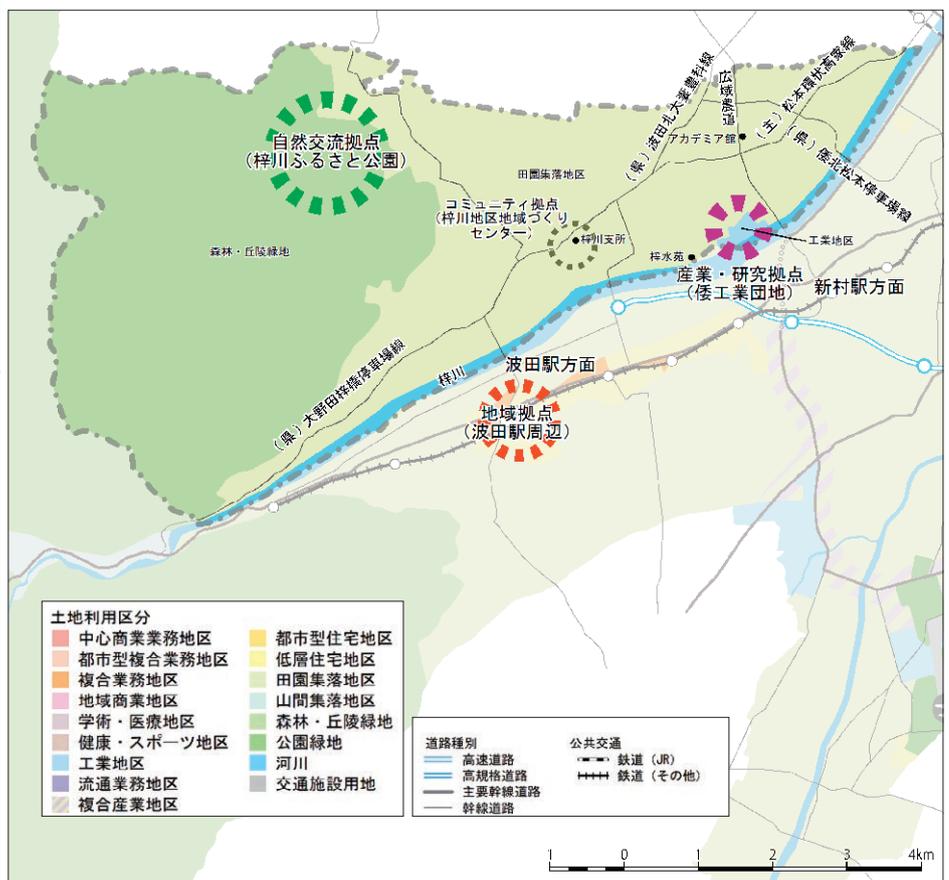
「美しい川に育まれた活力ある農業のまち」

- 安曇野の田園風景を保全したうるおいのあるまち
- 地域を支える農業のさかんなまち
- 梓川や緑豊かな森林の自然環境とふれあえるまち

まちづくりの方針

松本市の活力ある農業のまちとして、地域の産業を支える農業環境を保全し、居住環境と調和したうるおいあるまちを形成していきます。

平坦地に形成された集落の広がり considering 持続的な交通サービスの構築を図ります。



14 波田地域 (波田地区)

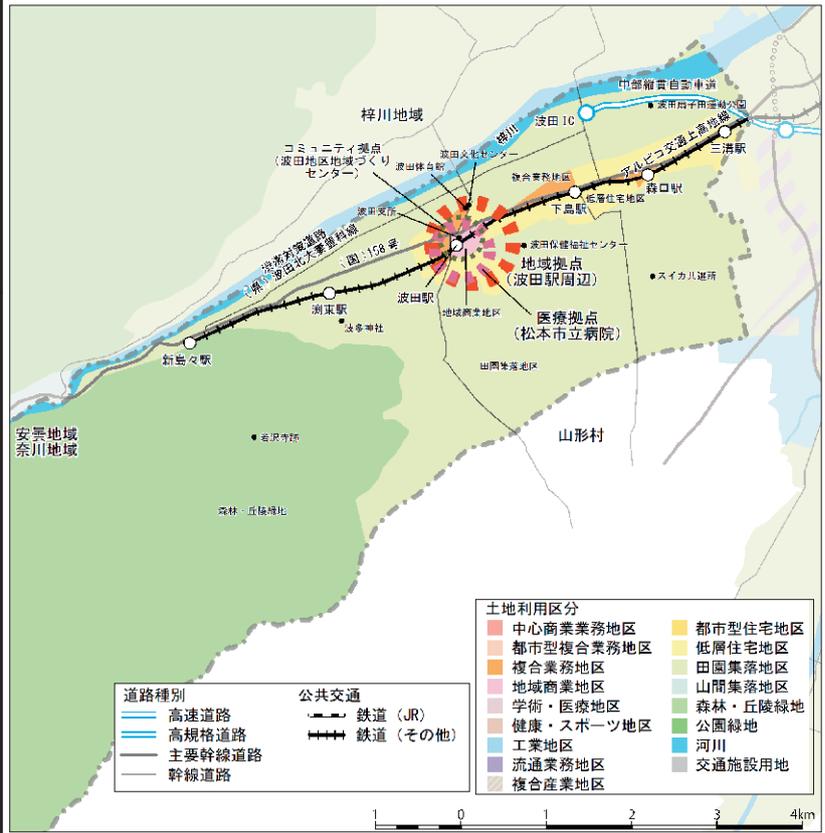
将来像

「美しい田園・河岸段丘に育まれた西部地域における生活拠点」

- 鉄道駅を中心とした、緑豊かで暮らしやすいまち
- 田園風景・河岸段丘を保全したうおいのあるまち
- 地域を支える農業のさかんなまち

まちづくりの方針

鉄道駅周辺は医療・福祉施設や学校施設、商業施設が立地した生活の中心機能の維持・充実を図るとともに、郊外は活力ある農業のまちとして農地の保全と営農環境の整備を図り、居住環境と調和したまちを形成していきます。



第5 都市計画マスタープランの実現に向けて

■ 効果的な施策の連携

都市計画マスタープランの将来像を実現化するためには、都市構造を構成する主要要素である拠点形成、土地利用、交通を始めとした、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があるため、関係機関や関係各課との意識共有が不可欠です。土地利用の関係諸法令に基づき、計画的・横断的な連携をとりながら事業を推進します。また、PDCA サイクルにより施策の進捗状況を把握しながら計画の見直しを行うとともに、都市施設の事業については優先度の高い事業に集中的な投資を行うなど、柔軟に計画を推進します。

■ 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

松本市では、市内35地区ごとに地域づくりセンターを設置し、様々な個人や団体が主体性を持ちながら、協働によって地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいます。

今後は、地域が抱える日々の買物や通院、交通、福祉、コミュニティなどの身近な問題について、都市計画を含めた多角的な観点から効果的な方法を探り、解決を図る必要があります。こうした市民を始めとした多様な主体の取組みを促進するため、松本市では市内の関係分野で連携を図りながら、情報発信や人材育成、地域主体の計画づくりへの支援を実施していきます。

■ 周辺自治体や関係機関との連携

生活圏の広域化に伴って、都市活動は個々の市町村域を越えて広域的に影響し合います。長野県では、松本、塩尻、安曇野の都市計画区域で構成される松本圏域を対象とした、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定します。ここで示された都市計画の目標及び決定の方針を前提としながら、土地利用計画や都市基盤整備などは、周辺自治体や県と連携を行い、広域都市圏が一体となって意識を共有できるよう取り組みます。

幹線道路など都市基盤の整備促進については、国や県など関係機関と連携・協力を密にしながら積極的に働き掛けを進めていきます。

■ 制度活用による計画推進

都市計画法や立地適正化計画制度（都市再生特別措置法）を始めとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、住民合意を進めながら適切に運用していきます。また、都市計画提案制度を市民が活用できるように、助言や支援を進めていきます。

事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めます。また、施設整備に当たっては、民間活力の導入も必要に応じて検討していきます。

松本市都市計画マスタープラン（概要版）

令和4年3月発行

編集／松本市建設部都市計画課

発行／松本市

〒390-8620

長野県松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3000（代表）

FAX 0263-33-2939

URL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>
